

第103回長崎県連合海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和7年7月4日（金） 14:00～15:00
2. 通知年月日 令和7年6月12日（木）
3. 公示年月日 令和7年6月12日（木）
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1
長崎県庁 3階 309会議室
5. 出席者（委員） 田添会長、山中委員、荒木委員、岡部委員、
大久保委員

（事務局）伊藤事務局長、山口事務局次長、荒井係長、
伊藤主任技師、原主任技師

（県） 漁業振興課 村瀬企画監
" 資源管理担当 本多係長
" 漁業調整担当 木村主任技師

6. 議題

第1号議案 会長および副会長の互選について

その他 ①遊漁者が行うひき縄釣に係る長崎県連合海区漁業調整委員会指示について（報告）

②令和7年度全国漁業調整委員会連合会通常総会の結果について（報告）

③各海区漁業調整委員会の構成について（報告）

7. 議 事

(開 会)

- 事務局 ただ今から、第103回長崎県連合海区漁業調整委員会を開催いたします。
- 事務局 まず、委員会開催にあたりまして事務局長よりご挨拶申し上げます。
- 事務局長 (挨拶)
- 事務局長 議事に入ります前に、ご相談でございます。本来議事進行は当委員会の会長に行っていただきますが、会長が決まっておられませんので、事務的な部分である委員の席順決定、それから委員及び事務局の紹介、会長選出までの仮議長の決定までを事務局の方で進めさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。
- 全委員 (異議なし)
- 事務局長 まず、席順を抽選により決定したいと思います。席順の番号は机の上にお示しているとおりでございます。これから、事務局が抽選番号を持って回りますので、引かれたら、その番号の席にお着き下さい。
- この抽選で決まった番号の席は、これから4年間そのままですので、ご了承ください。
- なお、後ほど会長互選を行いますが、会長になられた委員さんは会長席となります。また⑥番の席の委員さんは、空いた席に移動していただくこととなりますが、よろしいでしょうか。
- 全委員 (異議なし)
- (抽選)
- 事務局長 改選後最初の委員会ですので、事務局から席順に従って委員の方の紹介、並びに事務局職員と本日出席の県職員の紹介をいたします。
- 事務局 (委員、事務局員、出席県職員の紹介)
- 事務局長 続きまして、「連合海区漁業調整委員会について」、「長崎県連合海区漁業調整委員会設置規則」等について説明します。
- 事務局 (資料により説明)
- ・連合海区漁業調整委員会について

- ・長崎県連合海区漁業調整委員会設置規則
- ・長崎県連合海区漁業調整委員会規程
- ・「海区漁業調整員会の性格と権限」

事務局長

以上を持ちまして連合海区漁業調整委員会についての説明が終わりましたが、ご質問はございませんでしょうか。

各委員

(質問等なし)

事務局長

続きまして、議事に入る訳ですが、漁業法施行令第13条第1項に、会長が会務を総理するとあり、また漁業法第137条第2項に「会長は委員が互選する」と規定されておりますが、会長が決まるまで、仮議長により進めてまいりたいと思います。

仮議長は事務局が指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

(異議なし)

事務局長

ご異議ないようですので、委員の皆様のうち最年長の山中委員に仮議長をお願いいたします。山中委員、仮議長席をお願いします。

(山中委員、仮議長席へ)

仮議長

委員会を再開します。

(山中委員)

ご指名がありましたので仮議長を務めさせていただきます。スムーズに会長が選任されますよう、皆様のご協力をお願いします。

仮議長

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局からあらためて報告願います。

事務局

本日は、神田委員が欠席されています。

定員6名中、5名の委員の出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第151条で準用する同法第145条第1項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日欠席の神田委員から、第1号議案の会長及び会長代理の互選については、皆様方の決定に一任する旨の了解をいただいておりますので、ご報告いたします。

仮議長

それでは、第1号議案「会長及び会長代理の互選について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

会長につきましては、漁業法第137条第2項に「漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。」とありますことから、互選していただくものです。会長代理につきましても、漁業法施行令第13条第2項に「漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。」とありますことから、互選していただくものです。

会長の職務に関しましては、漁業法施行令第13条第1項に「漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。」と規定されております。お手元の資料の3ページに、第23期長崎県連合海区漁業調整委員会委員の名簿を添付しておりますので、ご参考とされてください。以上で説明を終わります。

仮議長

ここで、本委員会を休会し、協議会で協議してはいかがでしょうか。

全委員

(異議なし)

仮議長

それでは委員会を休会し、協議会といたします。

(協議会)

仮議長

それでは、委員会を再開します。

岡部委員

会長には田添委員、副会長には山中委員を推薦します。

仮議長

ただ今、会長に田添委員、副会長に山中委員が推薦されましたが、ご意見等ございませんか。

全委員

(意見なし)

仮議長

他にご意見もないようですので、会長には田添委員、副会長には山中委員とすることに決定してよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

仮議長

ご異議もないようですので、第1号議案「会長及び副会長の互選について」は、会長には田添委員、副会長には山中委員を決定いたします。

以上で私の役を終わりにして、新会長に引き継ぎたいと思います。)

ご協力ありがとうございました。

事務局長

それでは、会長と副会長が決定しましたので、会長は会長席へ移動願います。

まず会長と副会長お二人にご挨拶をお願いし、その後は、会長に議事を進めて頂きます。

(会長あいさつ)

(副会長あいさつ)

会 長

次の議事に入ります前に、事務局と打ち合わせをさせて頂きたいので、5分ほど休会いたします。

(休会)

会 長

委員会を再開いたします。

議事に入ります前に、議事録署名人を指名したいと思いますが、当委員会規程第7条第2項により、会長と会長が指名した2人以上の出席委員が議事録署名人となる旨規定されております。

つきましては、席順に従い指名していくことでよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会 長

それでは、大久保委員と荒木委員をお願いいたします。

それでは、議案については終了しましたので、その他の件に移ります。「①遊漁者が行うひき縄釣に係る長崎県連合海区漁業調整委員会指示について」説明をお願いします。

事務局

(説明：連合海区委員会指示について)

・遊漁者行うひき縄釣に係る委員会指示の発出の経過、指示の内容等説明

会 長

ただいまの説明について、ご意見等ありませんか。

各委員

(意見等なし)

会 長

続きまして、「②令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明：R7全漁調連総会結果について)

・総会結果、中央省庁への要望の流れを説明

会 長

ただいまの説明について、ご意見等ありませんか。

各委員	(意見等なし)
会 長	なければ次に、③各海区漁業調整委員会の構成について」説明をお願いします。
事務局	(説明：各海区委員会の構成について) ・各海区委員会名簿を説明
会 長	ただいまの説明について、ご意見等ありませんか。
各委員	(意見等なし)
会 長	以上で本日予定の議案、報告は終了しましたが委員の皆様から何かありますか。
山中委員	先ほど聞けば良かったのだが、事務局が出席した総会の中で国への要望案が決定された。その時まぐろの話は出なかったのか。
事務局	提案内容に対する質問や意見は特段出ませんでした。 これまでブロック会議、正副会長会、理事会で要望案を作成しており、総会では個別の議論を行うことはあまりありません。 役員県で行う7月の中央省庁への要望時には水産庁とは意見交換を行います。その中ではいろいろ話が出ていると思います。
山中委員	まぐろの枠はもういっぱいになっているんだろ。
漁業振興課 村瀬企画監	今期は大型魚の来遊が多く、対馬では5月には漁船漁業も定置網も採捕停止の状況になっています。壱岐も来遊が多くて採捕自粛の状況です。 一方、小型魚は来遊が少ないのかどうか分からないんですが、例年に比べると県全体でも海区ごとでも半分ぐらいの消化率です。
山中委員	なぜかという県北の枠が一番小さく、すぐなくなってしまう。 ただ単に前の基準でやるのではなく、3、4年データをとってから配分をしてもらわないとやっていけない。新松浦漁協が足りないのでも平戸市漁協に相談に来ると言われたが、うちもいっぱいいっぱい。定置網を獲らないで漁船漁業にまわしている状況。せつかくの来遊した資源を獲れない。全国の会議に行った時には、弱い立場の言い分を言ってきてもらいたい。 ぶりも一緒。全部TAC、TACで規制され、漁師は何のために漁をしているのかわからない状況。

岡部委員

関連して確認をさせて下さい。今のまぐろの全国のシェア配分の仕方を教えてください。

漁業振興課
村瀬企画監

令和6年のWCPFCの会合で大型魚50%、小型魚10%の増枠が決定しました。これを受けて見直しが行われています。

具体的には小型魚は、直近の令和3年から5年の3か年の実績で基本的に配分する。そのうえで令和6年の配分は過去の配分を下回らないようにする。これに混獲とかの状況を見ながら配分するという措置がとられています。

大型魚も基本は同じです。増枠された分を大臣管理と沿岸漁業とで本当は漁獲の比率で分けるところを、沿岸側が困っているというところで1:1に配分して、そのあと都道府県ごとに令和3年から5年の実績を基本として配分されるというやり方です。

岡部委員

以前聞いたときは、長崎県にとっては全国的に見た時に有利な割合となっていると説明を受けた記憶がある。直近より古いデータであったと思う。

山中委員

平成23年から25年のデータでやってるから、私は4、5年前からのデータでやってほしいと言っている。県北では最近、5、6年前から獲れだした。

会 長

私も県北の委員としていましたので承知しています。小型魚は特に養殖種苗として利用され、重要であり優位性があったと思います。大型魚についてはそのような話は記憶していない。

岡部委員

他の魚種でも直近のデータを持ち込まないとおかしいという声は上がる。長崎県にとってくろまぐろは一番シビアな魚種。一方では直近のデータを使い、一方では長崎県が有利だった頃のデータを使う、私もよく調べてからでないと声があげにくいですが、長崎県だけに有利なことばかりでは、今後資源管理を進めるうえで他県との関係を築きずらくなるので難しいところがある。もう一つは県内で、大型魚は壱岐から融通してもらって前はなんとかまわっていた。ここ2年ぐらひは壱岐もパンク。漁業現場は大変になっている

山中委員

来年の3月まで期間はあるのに獲れない。今から先、来遊があつて獲れないとなる大変な問題となる。県もそれから考えては手遅れ。対応を考えてほしい。けんかになってしまう。

会 長

まぐろは私も各地をまわった時にお話をいろいろ聞きました。国際的な問題でもあり、非常に難しい問題だと思います。現場の話を聴きながら県

会 長

とも協議しながらやっていければ良いと考えます。

先ほど総会では意見が出なかったという事ですが、来年度の要望に向けて、九州ブロック会議に出してもらって、取扱いは他の県もありますのでどうなるかわかりませんが、その中で出していくということによろしいでしょうか。

山中委員

お願いします。

会 長

他はございませんか。

各委員

(特になし)

会 長

事務局から何かありますか。

事務局

(次の委員会のお知らせ：第104回委員会)

会 長

ただいま事務局からお知らせがありましたが、委員の皆様からご意見や質問等はありませんか。

各委員

(特になし)

会 長

特にご意見等もないようですので、これをもちまして、第103回長崎県連合海区漁業調整委員会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

<閉 会 15:00>